

川崎市公立保育所乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市公立保育所における児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3第23号に規定する乳児等通園支援事業の実施について、川崎市保育園条例（昭和28年5月30日条例第32号）、同施行規則（昭和62年3月31日規則第43号）、川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年6月28日条例第12号）及び同施行規則（令和元年9月13日規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

（事業内容）

第3条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）対象となるこども

市内在住の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）を対象とする。

（2）実施日・実施時間

事業の実施日及び実施時間は、原則、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）（以下「祝休日」という。）を除いた月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとし、需要や受入体制等を鑑み、こども未来局長が決定する。

（3）利用時間

こども一人当たりの利用時間は、月10時間を限度とし、30分単位で利用できることとする。

（事業の利用登録）

第4条 事業の利用登録については、川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（7川こ保1第283号令和7年6月12日付市長決裁、以下「市要綱」という。）第21条第1項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「事業実施者」とあるのは、「事業実施園の園長」に読み替えるものとする。

（事業の利用申請）

第5条 利用登録の申告を行った保護者は、事業の利用をしようとするときは、事業の利用を希望する日の属する月の前月の1日から事業の利用を希望する日の前々日（土曜、日曜及び祝休日を除く）までに、事業実施園の園長あて申請を行うものとする。ただし、特に

緊急を要するとこども未来局長が判断した場合はこの限りではない。

(利用決定)

第6条 利用申請を受けた事業実施園の園長は、事業の利用が適当であると認めたとき、利用の決定を行い、保護者に通知する。

(利用登録の取消)

第7条 利用登録の取消については、市要綱第24条の規定を準用する。この場合において、同要綱同上同項中「実施事業者」とあるのは、「事業実施園の園長」に読み替えるものとする。

(保護者の費用負担)

第8条 保護者の費用負担については、市要綱第26条第1項の規定を準用する。この場合において、同要綱同条同項中「事業者の定めた1時間当たりの利用料金(300円程度)」に加えて、飲食物費等の実費相当額」とあるのは、「300円」と、「別表第2」とあるのは「川崎市公立保育所乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施要綱別表第1」と読み替えるものとする。

2 第3条第3号において定められているこども一人当たりの月当たりの上限時間を超えたときは、別表第2に定める歳児ごとの単価の金額を1時間当たりの超過利用料金として保護者から徴する。なお、上限時間を超えた利用については、乳児等通園支援事業としては扱わない。

3 第1項及び第2項に規定する保護者が負担する金額については、それぞれに利用時間及び上限時間を超えた時間を乗じて算出することとし、利用終了時に保護者から徴収することとする。なお、30分単位の時間については1時間あたりの額の半額として算出する。

(キャンセルの取扱い)

第9条 キャンセルに伴う利用料等の取扱いについては、別表第3に定めるとおりとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(川崎市公立保育所こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱の廃止)

2 川崎市公立保育所こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱(6川こ運管第587号 令和6年7月18日付局長専決)は、廃止する。

別表第 1（第 8 条関係）

	1 時間当たりの減免額
本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者	こども 1 人 1 時間につき 3 0 0 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村税を課されていない者	こども 1 人 1 時間につき 2 4 0 円
保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満である場合	こども 1 人 1 時間につき 2 1 0 円
要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がそのこども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合	こども 1 人 1 時間につき 1 5 0 円

別表第 2（第 8 条関係）

当該年度の 4 月 1 日時点の歳児	単価
0 歳児	一人 1 時間につき 1, 6 0 0 円
1 歳児	一人 1 時間につき 1, 4 0 0 円
2 歳児	一人 1 時間につき 1, 2 0 0 円

別表第 3（第 9 条関係）

	キャンセル日が 前日以前の場合	キャンセル日が当日以降の場合 (無断キャンセルを含む)
利用料の有無	発生しない	予約時間に係る全額が発生
利用時間の増減	増減なし	予約時間分を減算

- ※ 1 キャンセル日とは、利用者がキャンセルの意思を利用施設に通知し、当該利用施設が通知の受領の意思を表示した日のことをいい、その日をもって利用申請及び利用決定が取り消されたものとする。
- ※ 2 利用者のキャンセルの理由は問わないこととするが、事業実施者に起因する理由によって利用ができなかった場合には、利用料の請求や利用時間の減算等を行わないこととする。